

徳島県告示第四百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
<p>鞆浦加入区</p>	<p>鞆浦漁業協同組合の地区</p>	<p>ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）</p>
<p>椿泊加入区</p>	<p>椿泊漁業協同組合の地区</p>	<p>底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）</p>
<p>伊座利加入区</p>	<p>伊座利漁業協同組合の地区</p>	<p>法第百四条第二号に掲げる漁業</p>